2024

sample

成功へと導く！！
障害児童発達支援・放課後等デイサービス
事業の始め方
（開業マニュアル）

＜全国対応版＞

製作者：行政書士中出和男事務所

目次

はじめに 5
児童発達支援・放課後等デイサービス事業ができるかどうかを確認する 10
開業前チェックシート 11
過去５年間に法令違反があると事業開始できない 16
児童発達支援・放課後等デイサービス事業の指定基準を確認する 17
児童発達支援指定基準 17
放課後等デイサービス指定基準 18
事業のスケジュールを確認する 21
事業開業～開業後スケジュール表（一般的な流れ） 22
STEP 0　事業資金を確保する 24
資金の調達方法にはどんなものがあるか 25
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用しよ 26
STEP 1　事業所の場所を確保する 28
児童発達支援・放課後等デイサービス事業に適 物件の条 29
物件を決めるための前提条件を知る 32
事業所候補地（物件）を絞り込めたら 所へ 35
STEP 2　支援内容を決める 38
児童発達支援の支援内容例 40
放課後等デイサービスの支援内 43
STEP 3　児童発達支 後等デ ービス事業所用の法人を設立する 44
児童発達支援・放 後等デ ービス事業所用の法人（株式会社）設立手順 45
STEP 4　役所との事前協 を行う 48
事前協 でのスケジ ル 48
STEP 5 業所 の決定 49
STEP 6　事 運営内 の決定 50
事前協議書例 51
STEP 7　スタッフの確保 52
スタッフ配置の計算例 53
配置するスタッフの勤務状況および組織図の例 54
児童発達支援管理責任者を募集するには 56
児童発達支援管理責任者の仕事とは 56
児童発達支援管理責任者の募集の方法 56
児童発達支援管理責任者を募集する際の注意点 57

Sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

指導員（保育士・児童指導員・福祉経験者）を募集するには……60
指導員の仕事とは……60
指導員の募集の方法……60
指導員を募集する際の注意点……61
児童指導員とは……62
児童福祉事業とは……62
STEP 8　協力医療機関と契約を交わす……63
STEP 9　損害賠償保険に加入する……64
STEP 10　利用者確保に向けた準備……65
利用者確保の為の営業先……65
STEP 11　指定申請書に必要な事項や添付書類の確認……70
指定申請書を作成する上で必要な確認事項……71
指定申請書を作成する上で必要な添付書類……72
申請提出書類一覧例および作成における留意事項……73
原本証明とは……79
STEP 12　指定申請書の提出……80
STEP 13　指定（開業）までに準備する……81
申請書提出から指定日までに準備の……81
STEP 14　スタッフ業務研修……84
開業後に必要な書類一覧を整備する……84
STEP 15　県の現地確認……85
STEP 16　事業所指定（開業）……86
STEP 17　利用者見学・契約……87
利用者と契約するまでの簡単な流れ……88
利用者負担額とは……88
STEP 18　国保連（国民健康保険団体連合会（国保連）への請求……90
国保連への請求までの流れ……91
STEP 19　各種変更……92
事業を廃止・休止・再開した場合、届出が必要……93
障害児通所支援事業には有効期間がある……94
児童発達支援・放課後等デイサービス事業の加算・減算とは……95
基本報酬（児童発達支援）……96
基本報酬（放課後等デイサービス）……97
減算対象項目一覧（児童発達支援・放課後等デイサービス事業）……98

Sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

加算対象項目一覧（児童発達支援・放課後等デイサービス事業）.....100
STEP 20　実地指導（監査）対策.....111
実地指導（監査）時に必要な書類とは.....112
実地指導（監査）時に必要な書類一覧表.....114
STEP 21　将来に向けての事業展開を考える.....122
多店舗展開する上でのメリット・デメリット.....123
障害児通所支援事業の多角化の例.....124
1 店舗（事業所）と多店舗（事業所）との売上比較.....124
巻末 参考資料集.....125
（参考資料 1）収支予算書（例）.....126
児童発達支援収支（センター以外・重症心身障害児除く）.....126
放課後等デイサービス収支（重症心身障害児除く）.....129
（参考資料 2）建築確認済み証（見本）.....132
（参考資料 3）消防用設備早見表（6 項ハ）.....133
（参考資料 4）平面図例.....134
（参考資料 5）防火対象物使用開始の届け（見本）.....135
（参考資料 6）消防用設備等検査済証.....136
（参考資料 7）設備・備品一覧表.....137
（参考資料 8）会社設立のため[illegible]グシート.....138
（参考資料 9）児童発達支援管理責任者、[illegible]業指導員の募集例.....139
児童発達支援管理責任者募集例.....139
指導員（常勤）.....140
（参考資料 10）児童発達支援管理責任者の実務経験.....141
（参考資料 11）サビ管・児発管[illegible]者研修の見直し.....143
令和[illegible]度相談支援従事者研修・サービス管理責任者等基礎研修研修日程と受講[illegible]兵庫県）.....147
令和 3 年度サービス管理責任者等基礎研修日程（全国）.....148
（参考資料 13）協力医療機関との協定書（見本）.....149
（参考資料 14）協力医療機関へのお願い文例.....150
（参考資料 15）損害賠償保険カタログ例.....151
（参考資料 16）利用予定者名簿（見本）.....152
（参考資料 17）事業所パンフレット（見本）.....153
（参考資料 18）障害児通所支援受給者証.....154
（参考資料 19）初回見学ヒアリングシート（見本）.....155
（参考資料 20）国保連と各関係機関との相関図.....156

Sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

（参考資料 21）指定書（児童発達支援・放課後等デイサービス事業）.....157
（参考資料 22）重要事項説明書　例.....158
（参考資料 23）利用契約書　例.....163
（参考資料 24）個人情報使用同意書.....169
（参考資料 25）アセスメント票.....170
（参照資料 26）個別支援計画書　例.....173
（参考資料 27）契約内容（障がい福祉サービス受給者証記載事項）報告書.....177
（参考資料 28）サービス提供記録.....178
（参考資料 29）サービス提供実績記録票.....179
（参考資料 30）法定受領代理通知.....181
（参考資料 31）実地指導用チェックシート運営編　.....182
（参考資料 32）運営規定　例.....4
児童発達支援.....184
放課後等デイサービス.....193
用語解説.....202
常勤換算方法とは.....203
勤務延時間数とは.....203
常勤とは.....204
専ら従事するとは.....204
多機能型事業所とは.....204
従たる事業所とは.....206
おわりに.....208
利用規約.....214

sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

はじめに

平成 18 年（2006 年）4 月に障害者自立支援法がスタートして以来、近年、障害児への支援拡大と障害福祉サービスの民間企業への門戸が開かれたことも相まって、※障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）事業の独立・開業、他業種からの**新規参入を目指す人が増加**しています。

ちなみに障害福祉に関連する国の予算は 15 年で約 3 倍、毎年 10%の伸びとなっています。（令和 6 年度の予算額は約 1 兆 6,000 億円※1）

※障害児通所支援には、児童発達支援（医療型含む）、放課後等デイサービス、保育等訪問支援があります。

障害者の総数は約 1,100 万人と言われていて総人口の 9%相当し[illegible]和 6 年度調査より※2）

また、そのうち約 150 万人が、なんらかの障害福祉サービスを利用しています。（令和 4 年度調査より※3）うち児童発達支援事業所を利用している障害児は 17 万人、放課後等デイサービスを利用している障害[illegible]1 万人となっています。

児童発達支援・放課後等デイサ[illegible]2012 年※児童福祉法の改正により事業開始となりました。以前は、児[illegible]イサービスと呼ばれていましたが、障害児支援の強化を目的として、就学前児（6 才[illegible]）の利用である児童発達支援と就学後の児童（6 才～18 才まで）を含んだ長い利用の放課後等デイサービスの 2 種類に分かれ制度化されました。

※児童発達支援・放課後等デイサービスは、障害者自立支援法（障害福祉サービス）の児童分野（障害児通所支援）です。[illegible]拠するのは児童福祉法となります。

施設で[illegible]客においては、児童発達支援も放課後等デイサービスも大きな違いはありません。

最近では、放課後[illegible]イサービス事業への参入が個人、法人問わず増えてきています。

厚生労働省の統計によると令和 5 年 1 月の段階での児童発達支援事業所数は全国で約 1 万 2 千、放課後等デイサービス事業所数は約 2 万事業所となっています。（令和 5 年度調査より※4）**（2017 年の法改正により、近年は、事業所の増加スピードは落ちましたが、それでも増え続けています。）**

※1.2.3.4 出典：障害者福祉政策（児童福祉政策）の最新の動向　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部より

Sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

児童発達支援・放課後等デイサービス事業ができるかどうかを確認する

児童発達支援・放課後等デイサービス事業は、**法律で定められたいわゆる基準をクリアし、国の指定を受けて、初めて開業**できます。国からの給付金で賄う事業なので、当然といえば当然です。では指定を受けるための基準とは、一体どのようなものでしょうか？

児童福祉法によると、児童発達支援・放課後等デイサービスの指定基準として、法人、設備（場所）、人員（資格者）等が必要とあります。

以下に、簡単にまとめてみましたので、一度、確認して見てください。

＜開業に必要な主なもの＞

- ✓ **事業資金（約 1,000 万円～）**（数値はあくまでも参考であり、保証したものではありません。）
- ✓ **新築で事業を行う場合は、土地新建設費用・土地取得費等**
- ✓ **法人格（株式会社・合同会社・NPO 法人・一般社団法人・社会福祉法人等）**
- ✓ **設備（立地場所・建物・施設・備品）**
- ✓ **人員（管理者・関係資格者等）**
- ✓ **支援内容（自立に必要な・創作的活動・地域交流・余暇の提供）**
- ✓ **運営（利用者予定数・医療機関連携・損害賠償保険等）**

このように児童発達支援・放課後等デイサービス事業を始めるに当たって、いろいろな条件をクリアする必要があります。あなたが、これから何をすべきか判断しやすいように、クリアすべき事柄をチェックシート形式としてまとめてみました。

基本的な必要項目のみをピックアップしています。個々の状況に応じて、不足している項目を適宜追加してください。

Sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

過去５年間に法令違反があると事業開始できない

児童発達支援・放課後等デイサービス事業は、児童福祉法という法律に則って行う事業であるため、その法律に於いて**申請者等に過去に違反行為があると障害児通所支援事業の開業ができません。**

まず、あなたが、児童発達支援・放課後等デイサービス事業を開業出来るかどうか以下の項目を事前にチェックしましょう。

＜事業開始可能度チェック表＞

× 申請者が法人でないとき。
× 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
× 事業所が、指定基準を満たしていないとき。
× 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律や政令で定めるもの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
× 申請者が、労働基準法、最低賃金法又は賃金の支払の確保等に関する法律で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
× 申請者が、福祉関連法により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者。（※法人役員、管理者等含む）
× 申請者が、指定の申請前５年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。等々

Sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

STEP 0　事業資金を確保する

どんな事業を始めるとしても、原則、開業（運転）資金が必要となり[illegible]児童発達支援・放課後等デイサービス事業も例外ではありません。

会社を設立して、事業の開始に必要な設備や人材を確[illegible]するため[illegible]資金[illegible]要です。

また、通常、開業後はすぐに売上が上がらないため、その[illegible]の経費[illegible]払資金[illegible]開業資金として確保しておく必要があります。

ちなみに、障害福祉サービス事業の場合、請求か[illegible]後に[illegible]金が入金されます。

まず、事業を始める前に、その事業の売[illegible]みをシ[illegible]ートし[illegible]証しましょう。その小さな作業が今後の事業成功の鍵になりま[illegible]

特に、児童発達支援・放課後等[illegible]サ[illegible]ス事業は[illegible]かに国からの給付で賄う福祉事業の位置付けですが、一般企[illegible]創業と同[illegible]必要な資金はいくらなのか、いつまでに資金を回収できる[illegible]等をしっ[illegible]シミュ[illegible]ートして、詳細な収支計画を立てていく事で、資金のトラ[illegible]等[illegible]ぎます。

参考までに[illegible]在、児童[illegible]支援[illegible]課後等デイサービス事業を開業し、安定運営するための資[illegible]として、約 1,00[illegible]上は確保する必要があるようです。（児童発達支援・放課後等[illegible]業を開業された方の経験談より）

事業に必要な資[illegible]り出すには、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の開業年度の収支予算書を作成し、スタッフの賃金、給付金での収入、利用者数、管理費等を詳細にシミュレートし算出します。

参考までに、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の平均的売上をシミュレートした資料を掲載しましたので、事業資金を算定する際にお使いください。

参照（参考資料 1）収支予算書（例）

Sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

STEP 1　事業所の場所を確保する

児童発達支援・放課後等デイサービス事業の開業に向けて、あなたが最初に行うことは**利用者の支援を行うための事業所を確保すること**です。

児童発達支援・放課後等デイサービス事業の物件を決める場合、まず利用者を何人程度受け入れるかを考え、その人数に応じて物件を探します。

その際、自前で新築するのか、賃貸物件を探すのかなどになります。なお、既に自身で保有している物件があるのであればそれも選択肢の一つになります。

ここでは、新築、賃貸、既存保有物件のメリット、デメリットを挙げてみたいと思います。

＜新築、賃貸、既存保有物件のメリット、デメリット＞

	新築	賃貸	既存保有物件
資金	・土地購入や建築費用が数千万～数億円必要。	・初期コストが抑えられる。 ・改装、改修費用が新築よりかかる場合がある。	・初期コストが抑えられる。 ・改装、改修費用が新築よりかかる場合がある。
期間	・事業所の立ち上げまでに数ヶ月～1年近くかかる。	・大規模改修等がなければ、1ヶ月程度で事業所完成。	・大規模改修等がなければ、1ヶ月程度で事業所完成。
場所	・事業所の場所を自由に決められる。	・事業所の場所を自由に決められる。	・事業所の場所を自由に決められない。
その他	・自社物件なので	・契約後でも自由	・自社物件なので、

Sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

STEP 2　支援内容を決める

児童発達支援・放課後等デイサービスを始めるに当たって、**事業所で支援の内容を決めておく必要**があります。

従来は障がいの種別に分かれ、未就学児と就学児が共に通う形態でしたが、2012年に児童福祉法などの改正があり、未就学児のための「児童発達支援」と放課後のための「放課後等デイサービス」とに分かれ、障がいの種別にかかわらず共通のサービスが受けられるようになりました。

児童発達支援は、身体や知的障害のある未就学児、また精神障害のある未就学児（発達障害を含む）が対象となります。

支援内容としては、日常生活における基本的な動作の指導、自立技能の付与、集団生活への適応訓練等がありますまた、児童発達支援は障害のある子どもへの療育の場、居場所の役割とともに、家族に代わって一時的なケアを行うことで日々の疲れを取ってもらう”レスパイト”としての役割も担っています。

放課後等デイサービスは、障害のある 6 歳～18 歳(小中高校の就学児童・生徒)が、学校の授業の後や長期休暇中などに通う施設です。学校外で集団生活を行う機会や居場所を作り、障がいのある子どもたちを持つ家庭を支えるために創設され、障害児の学童保育とも表現されます。

支援内容として、子どもの発達に応じて必要となる基本的生活習慣や生活態度を養うための訓練や自由な表現力を養うための創作活動、社会生活になじめるように地域の交流活動等があります。

児童発達支援・放課後等デイサービスは、お子さんごとに個別支援計画を作成し、必要な療育を行います。事業所により支援内容は異なり、塾のように学習支援に力をいれているところもあるようです。

sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

STEP３　児童発達支援･放課後等デイサービス事業所用の法人を設立する

障害児通所支援事業を始めるには、**法人格（会社）が必**です。株式会社・合同会社・NPO 法人・社団法人・社会福祉法人等、営利・非営利、特に問われ。

児童発達支援・放課後等デイサービス事業は、他の福祉事業と比べ、一般企業と近くビジネス的要素がかなりある事業のため、営利のある株式会社での開業がお勧めです。

既存の法人でも、児童発達支援・放課後等デイサービス事業が可能ですが、定款の目的変更が必要になります。特に、児童発達支援・放課後等デイサービス事業を行う場合、営利法人については、専ら社会福祉事業を行う者でなければならないため、**定款の目的に社会福祉事業以外の目的が入っていると指定申請ができないケース**があります。※各都道府県（市）によって見解は異なるため、管轄庁に確認が必要です。

できれば既存法人を利用するより、会計上（※既法人事業収益と福祉事業収益を分ける必要があります。）の観点も考慮し新規法人の方が良いかと思います。

sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

配置するスタッフの勤務状況および組織図の例

事業所に配置する従業者の勤務状況一覧および組織体系図を作成し、常にスタッフの配置状況を把握しておくことが必要です。

＜従業者の勤務状況一覧表　例＞

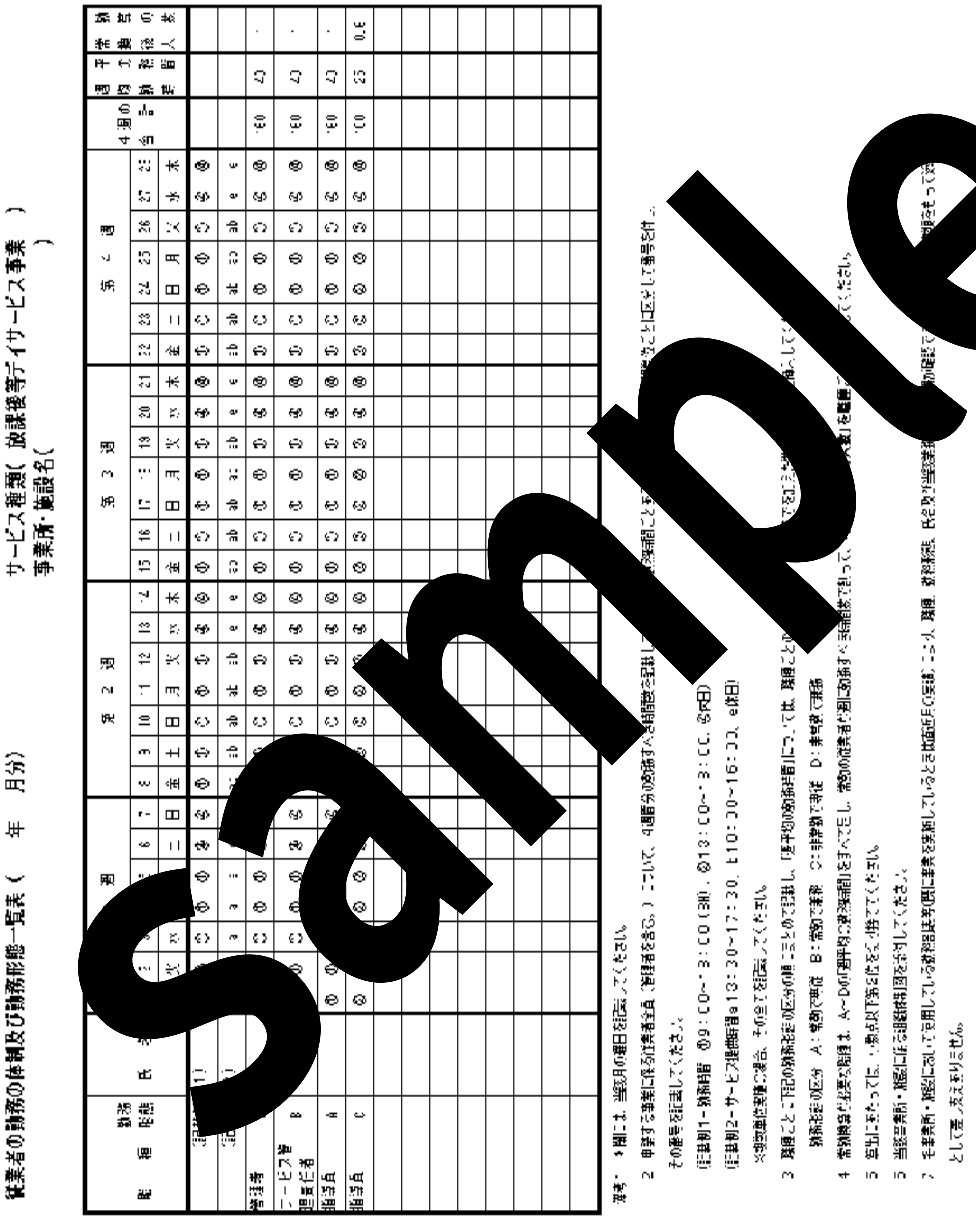

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

STEP 11　指定申請書に必要な事項や添付書類の確認

児童発達支援・放課後等デイサービス事業の**指定を受けるために、申請に必要な書類を揃えます。**

指定申請には、申請書、法人関係、人員関係、設備関係、運営関係など多くの書類が必要です。また、消防関係、建築関係の書類なども必要でかなり大変な作業となります。

まず、申請時にどんな書類および添付書類が必要なのか、全体（一覧）を確認し、次に、既に揃っている物、分かる物から作成し、最後に不足している書類等を作成する方法がベストかと思います。

なお、書類を作成する上で分からない点は、役所に確認しながら進めましょう。

ここでもう一度、指定までの流れを確認しましょう。

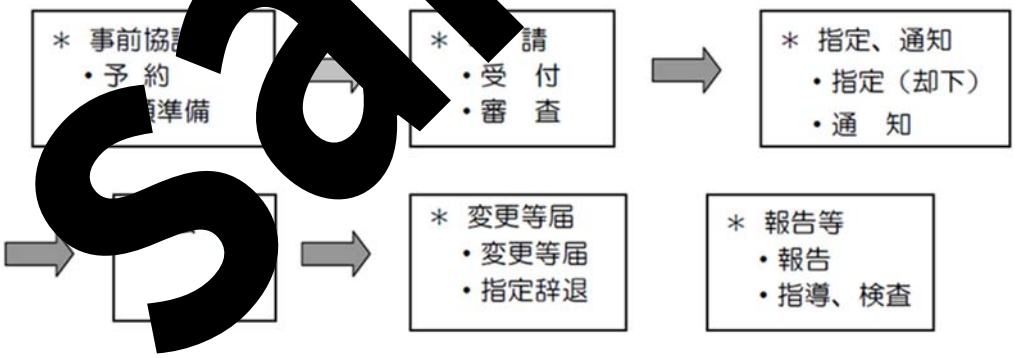

sample

出典：平成 30 年 10 月改訂　岐阜県健康福祉部障害福祉課　指定障害児通所支援事業等の手続きより

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

STEP 14　スタッフ業務研修

申請書提出後、開業日が近づいてきた段階で、**利用者により良いサービスを提供するために、スタッフ研修**を行います。例えば、同業他社での見学を兼ねての意見交換、事業所内で外部講師を呼んでの講習を行ったりしながら、スタッフのスキルアップを図ります。

ちなみに、研修対象者は、「児童発達支援管理責任者」「指導員」で

事業所内研修　例
● 事業内容全般の知識習得をする。 ● 利用者の仕事の内容の把握、仕事を体験する。 ● 各スタッフの役割確認をする。 ● 利用者の受け入れ手順を把握する。 ● 事業運営に必要な書類を作成。 ● 指導監査への対策を実施。
事業所外研修　例
● 他事業所を見学。 ● 実際の運営について（運営方法） ● 必要書類の記入仕方を学ぶ等。

開業後に必要な書類一覧を整備する

事業開始後、重要事項説明書、利用契約書、サービス提供記録、日々の活動記録、苦情・虐待に関する記録、国保連請求関連の書類、監査対策書類等々、実に様々な書類を整備、保管しておく必要があります。

開業前に、これらの**書類等を整備し、内容を把握しておく事で、スムーズなスタート**をきることが出来ます。

参照　指導監査時に必要な書類一覧

Sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

児童発達支援・放課後等デイサービス事業の加算・減算とは

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス事業）には、基本報酬以外に状況に応じて加算を獲得することができます。**加算を獲得することで、事業所の収益が大幅にアップし、早期に運営を安定・拡大することが可能**になります。

ただし、加算だけでなく減算もあります。例えば、児童発達支援管理責任者が何ヶ月も不在状態になると、基本報酬が最大 50%も減算になるペナルティを科せられます。

このような状態になると当然、事業所の収益は大幅に落ち込み、最[illegible]継続が困難になる場合もあります。

介護給付費に関する内容（加算・減算）についての変更は、毎月[illegible]日に[illegible]（例：6 月 15 日提出受理→7 月 1 日から有効になります。）[illegible]15 日[illegible]過ぎると並々月の 1 日から有効となります。

ここでは、児童発達支援・放課後等デイサービス[illegible]係わる[illegible]本報酬・加算・減算についてまとめてみましたので、参考に[illegible]い。

Sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

STEP 21　将来に向けての事業展開を考える

開業後、順調に事業が進むと**早ければ 2～3 年ぐらいで事業が安定**して[illegible]す。
利用者増加、スタッフの定着、仕事の安定供給、そして収益が黒字[illegible]ここ[illegible]来ると障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサー[illegible]）の**「成[illegible]**と[illegible]クインが見えてきます。

この段階で、事業主（経営者）としては、この勢[illegible]**社会[illegible]、そして収益アップのために、次の事業展開を考える様になります。**
例えば、

1. 現在の事業所の利用者定員を変更[illegible]たる事[illegible]を作る。
   参考　用[illegible]説　従たる事業所とは
2. 同じ児童発達支援・放課後等[illegible]ービス事[illegible]を増[illegible]（同じ地域 or 他の地域）
3. 現在の事業所に、多機能型事[illegible]所として[illegible]に他の障害児通所支援事業を併設する又は独立事業[illegible]を作る。
   参考　用語解説　多機能型事業所とは
   - 就労系事[illegible]（[illegible]移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）
   - 生活系事[illegible]所（[illegible]介護、自立訓練）
   - 相談支援事[illegible]（一般・特定）
4. 居住[illegible]ープホーム・ショートステイ）を作る。

もちろん、障害福祉[illegible]ービス事業にこだわらず、別の分野へ多角化を目指しても良いと思いますが、一[illegible]障害福祉サービス事業を経営すると、その運営のしやすさ、安定した収益性等により、同じ障害福祉サービス事業で多角化する経営者が多いようです。

障害児通所支援事業は、多店舗（事業所）展開することで、いろいろなメリットが出てきます。ここでは、障害児通所支援事業を多店舗展開する上でのメリット・デメリットをまとめてみましたので、参考にしてみて下さい。

sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

巻末 参考資料集

sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

（参考資料 3）消防用設備早見表（6 項ハ）

(6)項ハ　　老人デイサービスセンター ・ 軽費老人ホーム ・ 老人福祉センター等

設備の種類	設置の基準			
消火器	令 10	一般	延面積　150 ㎡以上	
		地階・無窓階又は3階以上の階	床面積　50 ㎡以上	
屋内消火栓設備	令 11	一般	延面積　700・< 1,400 >・(2,100) ㎡以上	「注 1」
		地階・無窓階又は4階以上の階	床面積　150・< 300 >・(450) ㎡以上	「注 1」
	条例 42	地階を除く階数が 5 以上	全　階	「注 2」
スプリンクラー設備	令 12	地階を除く階数が 11 以上	全　階	「注 3」
		平屋建以外	床面積の合計　6,000 ㎡以上	「注 3」
		地階又は無窓階	床面積　1,000 ㎡以上	
		4 階以上 10 階以下の階	床面積　1,500 ㎡以上	「注
	条例 43	高さが 31m を超える建築物	高さが 31m を超える階	「
屋外消火栓設備	令 19	1 階及び 2 階の床面積の合計	・耐火建築物　9,000 ㎡以上 ・準耐火建築物　6,000 ㎡以上 ・その他　3,00	「注 7」
動力消防ポンプ設備	令 20	屋内消火栓設備（令 11）・屋外消火栓	よる	
	条例 45	2 以上の建築物	延面積の合計　以上	「注 8」
自動火災報知設備	令 21	一般	延面積　300 ㎡	
		特定 1 階段	全　部	「注 9」
		駐車の用に供する部分	地階 以上の階　200	
		階数が 11 以上	11	
ガス漏れ火災警報設備	令21の2	地　階	の合計　㎡以上	
漏電火災警報器	令 22	一	300 ㎡以	「注 10」
		契約電流容	50 るもの	「注 10」
消防機関へ通報する火災報知設備	令 23	一	延面積　以上	「注 11」
非常警報器具 非常警報設備	令	器	収容人員　 上 50 人未満	
		ビル等	容人員　50 上 及び無窓階の収容人員の合計　20 人以上　（対象物全体に設置）	「注 20」
		非	・地 階数が 11 以上 ・地階 数が 3 以上 ・収容人員　300 人以上　（対象物全体に設置）	
避難	令 25	以上の 上地階	容人員　20 人以上　（下階に(1)～(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項が存するもの 収容人員　10 人以上）	
		段で	収容人員　10 人以上	「注 12」
誘灯 誘導		進・標識	全　部	
消防用水	令	敷地面積が 0,000 ㎡以上	1 階及び 2 階床面積の合計　・耐火建築物　15,000 ㎡以上 ・準耐火建築物　10,000 ㎡以上 ・その他　5,000 ㎡以上	「注 13」
		高さが 31m を超える建築物	延面積　25,000 ㎡以上（地階を除く。）	
連結散水設備	2	地　階	床面積の合計　700 ㎡以上	
連結送水管	令 29	一　般	・地階を除く階数が 7 以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積　6,000 ㎡以上	
	条例 48	建築物の屋上	自動車駐車場又は回転翼航空機の発着場	
非常コンセント設備	令29の2	地階を除く階数が 11 以上	11 階以上の階	
総合操作盤	規則12他	一　般	・延面積　50,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が 11 以上で、延面積　10,000 ㎡以上 ・地階を除く階数が　5 以上で、延面積　20,000 ㎡以上 ・地階の床面積の合計　5,000 ㎡以上	「注 14」
自動消火装置	条例4の4	地　階　等	厨房設備の入力合計　350kw 以上	「注 16」

Sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

（参考資料 13）協力医療機関との協定書（見本）

協力医療機関協定書

○○医院（以下、甲という。）と株式会社 FUKUI（以下、乙という。）の間において協議の結果、通常並びに緊急時の医療行為に関する協定を締結する。

第 1 条　乙は、こども園 FUKUI に通所している障害者が発病等による診療治療の必要が生じたときは、その解決のために甲に協力を求めることができる。

第 2 条　甲は、前条により乙から協力を求められた場合は、やむを得ない事情のある場合を除き、乙に協力するものとする。

第 3 条　契約期間は、○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までとする。但し、期間満了までに、甲乙いずれかから相手方に対し書面により契約終了の意思表示がない場合には、本契約は、期間満了の翌日より更に 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

契約期間は、開始前月末または開始月からとする。

第 4 条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 部を作成し、当事者記名押印の上、双方が各一部を保有するものとする。

契約締結日は、契約開始月より前にする。

○○年○月○日

甲と乙を間違えないように記入する。双方の住所氏名は正確に記入し押印する。

甲　○○県○○市○○町○－○
　　○○医院
　　院長　　○○　○○　　印

乙　○○県○○市○○町 1－2－3
　　株式会社 FUKUI
　　代表取締役　福井　太郎　　印

Sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

（参考資料 20）国保連と各関係機関との相関図

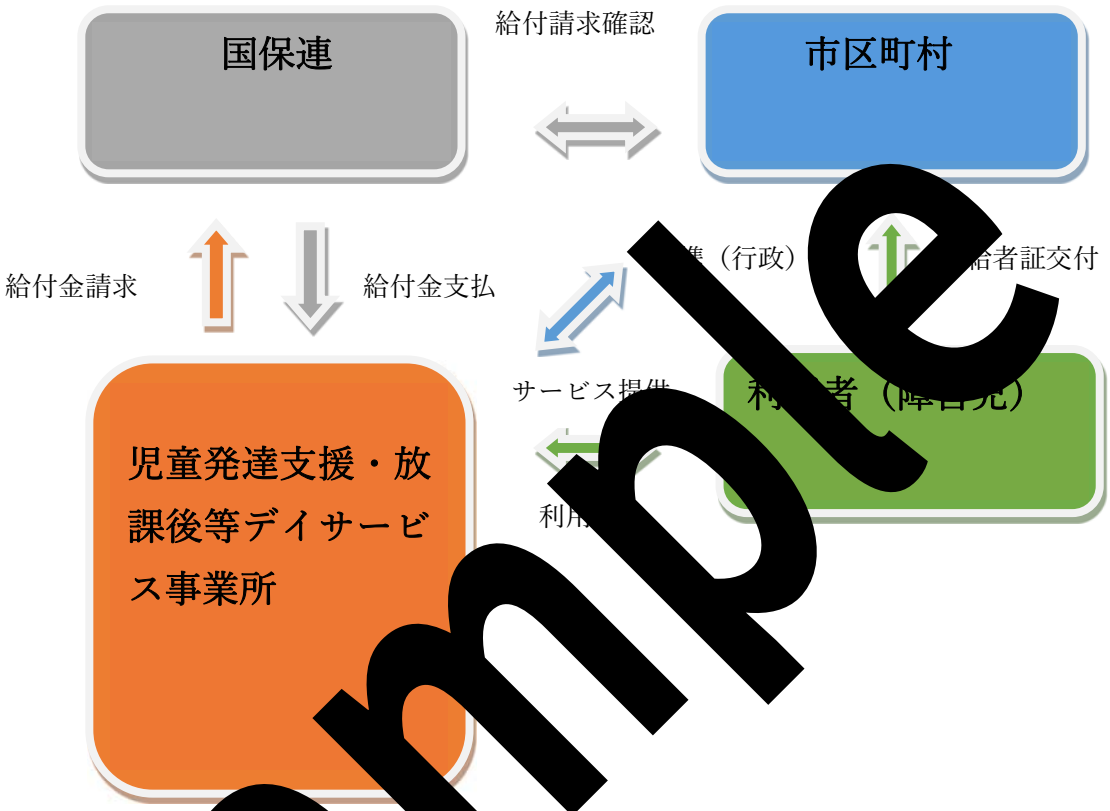

Sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

おわりに

本書「成功へと導く！！！！障害児児童発達支援・放課後等デイサ[illegible]事業の始め方（開業マニュアル）」は、いかがでしたでしょうか？

これから児童発達支援・放課後等デイサービス事業を開業[illegible]れる方[illegible]で事業を始している方、事業の開業を迷っている方、行政書士などの士[illegible]方等[illegible]ろな方が、このマニュアルを手に取られているかもし[illegible]

児童発達支援・放課後等デイサービス事業は、他[illegible]障害福祉[illegible]ビス事業と違い、**福祉的な部分とビジネス的な部分が混在し[illegible]特異（希[illegible]事[illegible]デル**です。

一部の社会福祉事業家の中には[illegible]達支援[illegible]課後等[illegible]サービス事業は、「あまりにもビジネス的な要素が[illegible]福祉的[illegible]点から見るととても福祉事業とは言えない」といって事業所を批判して[illegible]方もお[illegible]すが、児童発達支援・放課後等デイサービス事業ほど、[illegible]で貢献[illegible]るのではと思います。（ただ、障害児を食い物にする、とんでも[illegible]ブラ[illegible]な事業[illegible]存在しているのも事実ですが・・・）

児童発達[illegible]放課後[illegible]イサ[illegible]ビス事業所は、障害児の発達支援を専門的に取り組む療育[illegible]の実践[illegible]放課[illegible]障害児の居場所、活動支援、保護者のレスパイトケア（一時[illegible]な[illegible]家庭外の子どもの預かり中心の実践の２つの要素を軸にしています。

近年、一部の事業所では、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援（例えば、テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ）を行う事業所、さらには職員の多数を学生アルバイトにして人件費を抑制するなど「もうけ主義」に陥り、報酬を不正に請求して処分を受ける状況も生まれています。

sample

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.